

就職準備金等借用証書

鳥取県社会福祉協議会長 様

借用金額
金 円也

収入印紙 ㊞

- 借入区分
- 1 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
 - 2 就職準備金貸付
 - 3 保育士修学資金貸付
- ※上記1～3のいずれかに○をすること

利子 無利子 延滞利子 年3%

年 月 日

私は、上記の額の就職準備金等の貸付を受けました。ついては、鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領に従い、滞りなく当該貸付を受けた就職準備金等を返還します。

借受人 住所
氏名 ㊞

法定代理人 住所
氏名 ㊞

法定代理人 住所
氏名 ㊞

上記の借入れにつき、鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領に従い、借主と連帯して債務を履行することを約します。

連帯保証人 住所
氏名 ㊞

【借受中に厳守する事項等について】

鳥取県保育士就職準備金等貸付制度は、「保育士として鳥取県内の保育所等で児童の保護等に従事する人材の確保」を目的としている。

借受人・連帯保証人（以下、債務者）は、以下の事項（鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1. 債務者は、鳥取県社会福祉協議会が指定する所定の支払期日までに、指定された返還金（元金及び利子）を納めなければならない。
2. 債務者は、鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領（以下、事務取扱要領）第15条に該当する事項が生じた場合は、直ちに必要書類を鳥取県社会福祉協議会に届け出ること。
3. 債務者が事務取扱要領第13条の事項に該当する場合は、鳥取県社会福祉協議会は貸付けを解除または休止する。
4. 鳥取県社会福祉協議会は、債務者が正当な理由がなく就職準備金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
5. 鳥取県社会福祉協議会は、債務者が事務取扱要領第16条のいずれかに該当する時は、就職準備金等の返還に係る債務の履行を猶予する。
6. 鳥取県社会福祉協議会は、債務者が事務取扱要領第14条のいずれかに該当する時は、就職準備金等の返還に係る債務の履行を免除する。
7. 鳥取県福祉協議会は、債務者の債務返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、債務者の承認を得た後、その弁済を受け入れることができる。
ただし、次の場合は債務者の承認を確認することなくその弁済を受け入れることができる。
 - ①債務者死亡
 - ②債務者行方不明
 - ③鳥取県社会福祉協議会が、弁済を拒否する特別の理由がないと判断するとき。
8. 鳥取県社会福祉協議会と、債務者の間で訴訟の必要が生じた場合は、鳥取県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
9. 返還金の収納年月日は、鳥取県社会福祉協議会指定の金融機関口座への入金日とする。
10. 鳥取県社会福祉協議会は、債務者の申し出のない過入金を債務者に意思確認することなく、翌月もしくはそれ以降の返還金に充当できる。
11. 以上の事項その他については、鳥取県社会福祉協議会に問い合わせることとする。